

ご購入の皆様へ

訂正とお詫び

「償却資産実務の手引」（第八版 令和 6 年 5 月発行）に誤りがありますので、
下記のとおり訂正いたします。

訂正 ● 9 ページ（2 行目） 8 ページから続く「（6）少額資産等の取り扱い」の項

誤：

- ① 耐用年数（使用可能期間）が 1 年未満又は取得価額が 1 0 万円未満の償却資産について、税務会計上固定資産として計上しないもの（一時に損金算入しているもの又は必要経費としているもの）（法 341IV、令 49、法人税法施行令第 133 条、所得税法施行令第 138 条）。
- ② 取得価額が 2 0 万円未満の償却資産を、税務会計上 3 年間で一括償却しているもの（法 341IV、令 49、法人税法施行令第 133 条の 2 第 1 項、所得税法施行令第 139 条の 1）。
- ③ 取得価額が 2 0 万円未満のリース資産（法 341IV、令 49、法人税法第 64 条の 2 第 1 項、所得税法第 67 条の 2 第 1 項）。

ただし、耐用年数（使用可能期間）が 1 年未満又は取得価額が 2 0 万円未満の償却資産であっても個別償却をしているものについては、課税客体となります。

正：

- ① 耐用年数（使用可能期間）が 1 年未満又は取得価額が 1 0 万円未満の償却資産について、税務会計上固定資産として計上しないもの（一時に損金算入しているもの又は必要経費としているもの）（法 341IV、令 49、法人税法施行令第 133 条、所得税法施行令第 138 条）。
- ② 取得価額が 2 0 万円未満の償却資産を、税務会計上 3 年間で一括償却しているもの（法 341IV、令 49、法人税法施行令第 133 条の 2 第 1 項、所得税法施行令第 139 条の 1）。
- ③ 取得価額が 2 0 万円未満のリース資産（法 341IV、令 49、法人税法第 64 条の 2 第 1 項、所得税法第 67 条の 2 第 1 項）。

ただし、上記①及び②の耐用年数（使用可能期間）が 1 年未満又は取得価額が 2 0 万円未満の償却資産であっても個別償却をしているものについては、課税客体となります。

なお、実際の書籍表記に対応した正誤表について、公式出版 Web サイト(<https://shop.zeikyo.or.jp>)上の該当書籍詳細ページに掲載しております。



[公式 Web サイト]



[正誤表(PDF)掲載ページ]

以上、訂正がありましたことを深くお詫びいたします。

公益財団法人 東京税務協会

2第1項、所得税法第67条の2第1項)。

ただし、上記①及び②の耐用年数(使用可能期間)が1年未満又は取得価額が20万円未満の償却資産であっても個別償却をしているものについては、課税客体となります。

なお、償却資産の取得価額が「10万円未満又は20万円未満」かどうかは通常一単位として取引されるその単位ごとに判定するものとし、例えば、機械及び装置については、1台又は1基ごとに、工具、器具及び備品については、1個、1組又は1そろいごとに判定することになります(法人税基本通達7-1-11)。

◇ 法人税法等における減価償却資産(法人税法施行令第13条)

棚卸資産、有価証券、繰延資産(開発費等)以外の資産のうち次に掲げるもの(事業の用に供していないもの及び時の経過によりその価値の減少しないものを除く)をいう。

- ① 建物及びその附属設備(暖冷房設備、照明設備、通風設備、昇降機、その他建物に附属する設備をいう。)
- ② 構築物(ドック、橋、岸壁、栈橋、軌道、貯水池、坑道、煙突その他土地に定着する土木設備又は工作物をいう。)
- ③ 機械及び装置
- ④ 船舶
- ⑤ 航空機
- ⑥ 車両及び運搬具
- ⑦ 工具、器具及び備品(観賞用、興行用その他これらに準ずる用に供する生物を含む。)
- ⑧ 次に掲げる無形固定資産
鉱業権、漁業権、ダム使用権、特許権、ソフトウェア、営業権等
- ⑨ 次に掲げる生物(⑦に該当するものを除く。)
ア 牛、馬、豚、綿羊及びやぎ
イ かんきつ樹、りんご樹、ぶどう樹、梨樹等
ウ 茶樹、オリーブ樹、つばき樹、桑樹等

2第1項、所得税法第67条の2第1項)。

ただし、耐用年数(使用可能期間)が1年未満又は取得価額が20万円未満の償却資産であっても個別償却をしているものについては、課税客体となります。

なお、償却資産の取得価額が「10万円未満又は20万円未満」かどうかは通常一単位として取引されるその単位ごとに判定するものとし、例えば、機械及び装置については、1台又は1基ごとに、工具、器具及び備品については、1個、1組又は1そろいごとに判定することになります(法人税基本通達7-1-11)。

◇ 法人税法等における減価償却資産(法人税法施行令第13条)

棚卸資産、有価証券、繰延資産(開発費等)以外の資産のうち次に掲げるもの(事業の用に供していないもの及び時の経過によりその価値の減少しないものを除く)をいう。

- ① 建物及びその附属設備(暖冷房設備、照明設備、通風設備、昇降機、その他建物に附属する設備をいう。)
- ② 構築物(ドック、橋、岸壁、栈橋、軌道、貯水池、坑道、煙突その他土地に定着する土木設備又は工作物をいう。)
- ③ 機械及び装置
- ④ 船舶
- ⑤ 航空機
- ⑥ 車両及び運搬具
- ⑦ 工具、器具及び備品(観賞用、興行用その他これらに準ずる用に供する生物を含む。)
- ⑧ 次に掲げる無形固定資産
鉱業権、漁業権、ダム使用権、特許権、ソフトウェア、営業権等
- ⑨ 次に掲げる生物(⑦に該当するものを除く。)
ア 牛、馬、豚、綿羊及びやぎ
イ かんきつ樹、りんご樹、ぶどう樹、梨樹等
ウ 茶樹、オリーブ樹、つばき樹、桑樹等